

---

## 言語表現学科における教員養成に対する理念等

---

教員養成に対する理念・構想・養成する教員像

### 【言語表現学科】

中京大学では、文学部国文学科の設置（1966年）より、国語の教員養成を行ってきた。2003年、言語表現学科が国文学科から分離したが、教員養成に対する理念は変わらない。むしろ、古代から近現代に至る文学作品の研究だけでなく、現代日本語を中心とする国語表現並びに国語を取り巻く幅広い専門的な分野の方面にも力を注ぐこととなった。

言語表現学科は、学習成果達成目標として「日本語および日本語文化の諸側面に関する基礎的な知識と理解を、体系的な形で有する」「聞く・読む・書く・話す」技術の錬磨を経て、情報を正確に理解し、的確な日本語で自身の考えや思いを表現・発信することができる」「言語によるすべての表現に対して健全な批判的精神をもって接することができる」「従来の文学のジャンルを超え、絵本、マンガ、映画など、言語による表現を伴う幅広い分野について、それらを学問的対象として捉え、客観的・科学的に観察・分析することができる」等を掲げる。

カリキュラムにおいては、「言語表現学入門」や「現代日本語論」「会話技術論」「文章技術論」といった、言語による表現全般を研究対象とする言語表現学という学問を総括的に捉え、現代日本語を的確に理解した上で表現することの重要性を理解させることを学科教育の基本に据えるとともに、日本語および日本語文化に関する科目として「レトリック論」

「文字の文化史」「社会生活とことば」「地域とことば」「日本文化史」「日本語学入門Ⅰ・Ⅱ」「書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「書道史Ⅰ・Ⅱ」「書論」「書学」「日本語文法Ⅰ・Ⅱ」「日本語音声学Ⅰ・Ⅱ」。コミュニケーション文化に関する科目として「情報の倫理」「ジャーナリズム論」「実践話術」「コミュニケーション論」「メディアリテラシー」「メディア史」「広告文化論」「映像文化」「芸能とことば」「仕事のコミュニケーション」「国語表現法Ⅰ・Ⅱ」「コンピュータで学ぶ文章作法」「コミュニケーション・スキルⅠ・Ⅱ」「オーラル・コミュニケーションⅠ・Ⅱ」。書物・読書文化に関する科目として「編集の実際」「読書の文化史」「出版の文化史」「創作Ⅰ・Ⅱ」「翻訳論」「大衆文化」「日本文学入門Ⅰ・Ⅱ」「日本文学史Ⅰ・Ⅱ」「上代・中古・中世・近世・近代文学を読むⅠ・Ⅱ」「中国文学を読むⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「図書館概論」「図書館情報資源概論」など、特色ある科目を配置し、国語表現や文字表現への理解を深めさせる点に特色をもたせている。卒業後は各種職業分野において、情報を正確に理解した上で、的確な美しい日本語で自身の考えや思いを表現・発信できる能力を高度に発揮して表現活動の第一線で活躍できる専門家をはじめ、優れた日本語運用能力・コミュニケーション能力によって社会に貢献できる人材」として活躍することを期待し、そうした学科特性を生かす上で有力な職業分野の一つとして学校教員を想定している。

中学校学習指導要領 第2章「各教科」第1節「国語」の「第1目標」、及び高等学校学習指導要領 第2章「各学科に共通する各教科」第1節「国語」の「第1款目標」には、「言葉による見方・

考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に（高等学校では「効果的に」）表現する資質・能力を育成」等とあり、これらの指導を行う者（国語科教員）に求められる知識・素養は、前述の本学科学士課程の学習成果達成目標で目指すものと同様であると考えられる。また、書は文学と大いに関わりを持つため、書道の指導を行う者にも同様の知識・素養が求められると考えられる。さらに、高等学校学習指導要領 第 2 章第 7 節「芸術」の「第 2 款 各科目」のうち「書道」に関わる各科目の目標には「書に関する見方・考え方を働かせる」や「書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成する」等とあるが、これは本学科学士課程の学習成果達成目標のうち、「日本文化の諸相について理解し」という部分と大いに重なるものである。

このように言語表現学科が学習成果達成目標とするところと、学習指導要領に示された各教科・各科目の目標とは、相当程度の親和性を持つのであり、教科指導において扱う教材について精通した人材を育成することをもって、中等教育を担う人材の育成に寄与しようとするものである。

なお、言語表現学科で教育職員免許状を取得する者の多くが、専任あるいは非常勤で教職に就き、国語ならびに書道の教育に携わっている。

## 教職課程の設置趣旨

### 【言語表現学科】

言語表現学科は、学習成果達成目標の締めくくりとして、「日本語で表現する機会においては、他者と良好な関係を築き、協働して目的を達することができる」「卒業後も、次代への継承を意識しつつ、自ら種々のテーマを設定し、真理を探究するために自律的・創造的に研究・調査できる」を掲げている。ここにいう「日本語で表現する機会」「協働」「種々のテーマ」「研究・調査」は、卒業後の各種職業上で、あるいは人生上で直面する諸課題を想定するものである。さらに、本学科学士課程における現代日本語並びに日本語文化に関する学びは、それ自身が自国の文化を継承する行為であるが、上記達成目標においては、言語や表現に関する知識を糧として正しく諸課題に向き合う能力は、「次代への継承」までもが自覚されることを求めているのである。言語表現学科が教職課程を設置している趣旨はまさにこの点にあり、自らが修得し継承するところのものを、さらに次代へ継承するという崇高な使命を果たすのもっともふさわしい場の一つが中等教育の場であると考えられる。

### 《中学校教諭一種免許状：国語の設置趣旨》

中学校学習指導要領 第 2 章「各教科」 第 1 節「国語」には、「第 1 目標」として、「言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」として、〔知識及び技能〕、〔思考力、判断力、表現力等〕、〔学びに向かう力、人間性等〕の 3 項目に分けてそれぞれの目標が掲げられている。

学習指導の内容については、「第 2 各学年の目標及び内容」において、各学年とも（1）〔知識及び技能〕では、「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」の 3 つに分けられ、第 3 の項目の中には「書写に関する事項」も指導することとされている。さらに（2）〔思考力、判断力、表現力等〕では、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の 3 つについて指導することとされる。また、上記「情報の扱い方に関する事項」は、新学習指導要領で新たに独立して設けられた科目であり、その指導についても求められているが、前述

した項目のいずれもが言語表現学科で開設する授業科目と深く関わりを持っている。中学校教諭一種免許状（国語）設置の趣旨はここにある。

なお、目標の（３）〔学びに向かう力、人間性等〕については、本学の共通教職科目である「教職入門」「学習・発達論」「道德教育の理論と実践」「教職実践演習」等の科目と連携して指導を行うことを目指している。

本学科では、教科に関する科目のうち、教育職員免許法施行規則に定める科目区分で、国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）に対応する授業科目として、「文章技術論Ⅰ・Ⅱ」「日本語文法Ⅰ・Ⅱ」「日本語音声学Ⅰ・Ⅱ」「日本語学入門Ⅰ・Ⅱ」「国語表現法Ⅰ・Ⅱ」「現代日本語論Ⅰ・Ⅱ」「会話技術論Ⅰ・Ⅱ」「実践話術」「レトリック論」、国文学（国文学史を含む。）に対応する科目としては、「日本文学入門Ⅰ・Ⅱ」「日本文学史Ⅰ・Ⅱ」「上代文学を読むⅠ・Ⅱ」「中古文学を読むⅠ・Ⅱ」「中世文学を読むⅠ・Ⅱ」「近世文学を読むⅠ・Ⅱ」「近代文学を読むⅠ・Ⅱ」「メディアリテラシー」「文字の文化史」、漢文学に対応する科目としては、「中国文学を読むⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、書道（書写を中心とする。）には「書道Ⅰ」を開設している。

#### 《高等学校教諭一種免許状：国語の設置趣旨》

高等学校学習指導要領 第２章「各学科に共通する各教科」第１節「国語」の第１款「目標」には、「言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」として、〔知識及び技能〕、〔思考力、判断力、表現力等〕、〔学びに向かう力、人間性等〕の３項目に分けてそれぞれの目標が掲げられている。目標を３項目に分けている点については、第２款「各科目」においても国語科の目標と同様である。

第２款「各科目」で示されているとおり、高等学校国語には、「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」の各科目がある。このうち、「各学科に共通する必修科目」は「現代の国語」及び「言語文化」である。学習指導の内容については、「現代の国語」では、（１）〔知識及び技能〕で「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」の３項目、さらに（２）〔思考力、判断力、表現力等〕では、「Ａ 話すこと・聞くこと」「Ｂ 書くこと」「Ｃ 読むこと」の３項目について指導することとされる。また、「言語文化」では、（１）〔知識及び技能〕で「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」の２項目、さらに（２）〔思考力、判断力、表現力等〕では、「Ａ 書くこと」「Ｂ 読むこと」の２項目について指導することとされる。上記「情報の扱い方に関する事項」は、新学習指導要領で新たに独立して設けられた科目であり、その指導についても求められているが、前述した項目のいずれもが言語表現学科で開設する授業科目と深く関わりを持っている。また、（３）〔学びに向かう力、人間性等〕について、本学の共通教職科目と連携した指導をめざしている点は中学校と同様である。

「現代の国語」「言語文化」を履修した後に履修させるものとされる、「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」については、共通必修科目である「現代の国語」「言語文化」と深く関連させて目標が定められている。例えば（１）の項目については、「実社会に必要な国語の知識や技能を身に付けるようにする」（現代の国語、論理国語、国語表現）、「生涯にわたる社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に対する理解を深めることができるようにする」（言

語文化、文学国語、古典探究) 等である。言語表現学科では、「国語表現」に重点を置いた教育をするとともに、「現代の国語」及び「言語文化」にあるような、総合的・横断的な国語教育を進めることのできる各種さまざまな授業を展開している。

言語表現学科は、現代日本語・日本語文化について専門的に扱う学科であり、「教員養成に対する理念・構想」で述べたように、本学科が学習成果達成目標とするところと、学習指導要領に示されたこれらの各科目の目標とは、相当程度の親和性を持つ。高等学校教諭一種免許状(国語)設置趣旨はここにある。

本学科では、教科に関する科目のうち、教育職員免許法施行規則に定める科目区分で、国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)に対応する授業科目として、「文章技術論Ⅰ・Ⅱ」「日本語文法Ⅰ・Ⅱ」「日本語音声学Ⅰ・Ⅱ」「日本語学入門Ⅰ・Ⅱ」「国語表現法Ⅰ・Ⅱ」「現代日本語論Ⅰ・Ⅱ」「会話技術論Ⅰ・Ⅱ」「実践話術」「レトリック論」、国文学(国文学史を含む。)に対応する科目としては、「日本文学入門Ⅰ・Ⅱ」「日本文学史Ⅰ・Ⅱ」「上代文学を読むⅠ・Ⅱ」「中古文学を読むⅠ・Ⅱ」「中世文学を読むⅠ・Ⅱ」「近世文学を読むⅠ・Ⅱ」「近代文学を読むⅠ・Ⅱ」「メディアリテラシー」「文字の文化史」、漢文学に対応する科目としては、「中国文学を読むⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を開設している。

#### 《高等学校教諭一種免許状：書道の設置趣旨》

書道は芸術教科の中でも特異な存在となっている。というのも、音楽・美術・工芸の各科目は、教育職員免許法施行規則の中で、たとえば音楽であれば教科に関する科目として、「ソルフェージュ」「声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)」 「器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)」 「指揮法」「音楽理論、作曲法(編曲法を含む。 )及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。 )」 といった、各々の科目に関連する専門の科目が配当されている。一方、書道では、教科に関する科目に、「書道(書写を含む。 )」「書道史」「書論、鑑賞」のほかに「国文学、漢文学」があり、国語(免許教科)の要修得科目との重なりを持っているのである。

高等学校学習指導要領第2章「各学科に共通する各教科」第7節「芸術」では、各科目の目標について、以下のようにある。第10 書道Ⅰ「書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解するとともに、書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けるようにする。(2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい捉えたりすることができるようにする。(3) 主体的に書の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。」、第11 書道Ⅱ「書道の創造的な諸活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能を身に付けるようにする。(2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。(3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化

に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。」、第 12 書道Ⅲ「(略)」、また各科目の内容としては、「A 表現」の項で、「(1)漢字仮名交じりの書」「(2)漢字の書」「(3)仮名の書」が示されており、書道のすべてのジャンルについての書写技能、表現に関する資質能力が求められている。さらに「B 鑑賞」に関する資質能力として、書道Ⅰでは、「ア鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書のよさや美しさを味わって捉えること。(ア)作品の価値とその根拠 (イ) 生活や社会における書の効用 イ次の(ア)から(エ)までについて理解すること。(ア) 線質、字形、構成等の要素と表現効果やとの関わり (イ) 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化 (ウ) 漢字の書体の変遷、仮名の成立等 (エ) 書の伝統的な鑑賞の方法や形態」(書道Ⅱ・書道Ⅲは略)というように示され、生活文化としての書道、文字文化の知識や書道の理論が必要とされているのである。さらに、表現及び鑑賞の〔共通事項〕として、「(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。ア用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。イ書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。」が挙げられている。文字文化の知識や書道の理論が必要とされているのである。

書道免許状は、国語免許状の取得と共通する部分が多い。言語表現学科には、国文学、漢文学に相当する授業科目として、「日本文学入門Ⅰ・Ⅱ」「日本文学史Ⅰ・Ⅱ」「上代文学を読むⅠ・Ⅱ」「中古文学を読むⅠ・Ⅱ」「中世文学を読むⅠ・Ⅱ」「近世文学を読むⅠ・Ⅱ」「近代文学を読むⅠ・Ⅱ」「メディアリテラシー」「読書の文化史」「文字の文化史」「出版の文化史」「中国文学を読むⅢ・Ⅳ・Ⅰ・Ⅱ」が配されている。書道におけるこれらの学習は、言語表現学科で開設する授業の根幹をなすものである。高等学校教諭一種免許状(書道)設置趣旨はまさにここにある。

なお、教科に関する科目のうち、教育職員免許法施行規則に定める科目区分で、上記のほか、書道(書写を含む。)に対応する授業としては、「書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」、書道史に対応する授業科目としては「書道史Ⅰ」「書道史Ⅱ」を、書論、鑑賞には「書論」「書学」を開設している。